

神奈川県意欲と能力のある林業経営者 公募・公表制度に係る質疑応答集

令和 7 年11月

神奈川県環境農政局緑政部森林再生課

VER. 5. 0

目次

1	制度の内容	- 6 -
Q1-1	森林経営管理法（森林経営管理制度）の目的とは何ですか。	- 6 -
Q1-2	神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表制度とは何ですか。	- 6 -
Q1-3	神奈川県意欲と能力のある林業経営者とは何ですか。	- 6 -
2	支援措置	- 7 -
Q2-1	神奈川県意欲と能力のある林業経営者として名簿に登録されるメリットは何ですか。	- 7 -
Q2-2	神奈川県意欲と能力のある林業経営者として公表されれば、必ず、市町村から経営管理実施権の設定を受けることができるのですか。	- 7 -
3	応募資格	- 8 -
Q3-1	どのような人が応募申請できるのですか。	- 8 -
Q3-2	公表されるための条件は何ですか。	- 8 -
Q3-3	県外の民間事業者も対象となりますか。また、県内で、支社、支店、営業所単位での申請ができますか。	- 8 -
Q3-4	当社は直営の作業員を持っていませんが、下請けにより事業を実施している場合も対象となりますか。	- 8 -
Q3-5	下請の民間事業者も神奈川県意欲と能力のある林業経営者に応募申請しなければなりません。	- 8 -
Q3-6	連携協定と下請け契約の違いは何ですか。	- 9 -
Q3-7	法人格のない任意の団体でも応募できますか。	- 9 -
Q3-8	常勤役員を現在設置していませんが、応募申請できますか。	- 9 -
Q3-9	これまで、素材生産や造林・保育の実績がありませんが、応募申請はできますか。	- 9 -
4	応募申請の方法	- 9 -
Q4-1	申請料や手数料は必要ですか。	- 9 -
Q4-2	応募申請書はどこで入手できますか。また、有料ですか。	- 10 -
Q4-3	応募申請は、どこで受付していますか。いつでもできるのですか。	- 10 -
Q4-4	応募申請時に、どのような添付書類が必要ですか。	- 10 -
Q4-5	林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年度法律第45号）第5条第1項の認定を受けましたが、直近の貸借対照表や損益計算書等の添付は不要ですか。	- 10 -
Q4-6	請負契約書の写し等事業実績が確認出来る書類とは契約書をすべて添付する必要がありますか。	- 10 -
Q4-7	「修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育等の実施状況が確認できる書	

類」とは具体的にどのような書類を添付するのですか。	- 10 -
Q4-8 納税証明書とは具体的に何税の証明ですか。	- 11 -
Q4-9 素材生産量の証明について、どのような書類を添付したらよいですか。	- 11 -
Q4-10 自社が下請けとして搬出した量、及び下請けに出して他社が搬出した量を素材生産量として加味する場合、どのように素材生産量を証明したらよいですか。	- 12 -
Q4-11 運搬作業のみ実施した場合は、素材生産量に含まれますか。	- 12 -
Q4-12 製材所、工務店、商店、個人等に販売した材の請求書や領収書等は、素材生産量の証明になりますか。	- 12 -
5 適合基準等	- 13 -
Q5-1 神奈川県の実施基準を定めるにあたり、特に重視した点はありますか。国が参考に示した基準の考え方と相違はありますか。	- 13 -
Q5-2 県独自の基準として、直近3か年の木材生産量が600 m ³ /年以上に達していることとありますが、下限値を加えた理由は何ですか。また、600 m ³ の根拠は何ですか。	- 13 -
Q5-3 事業期間は、4月から翌年3月までの年度とするのか、それとも民間事業者の会計年度とするのですか。	- 13 -
Q5-4 下請の民間事業者が発注した事業の実績も当社（元請）の実績として応募申請書に記載できますか。	- 14 -
Q5-5 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）として、複数の市町村を申請することができますか。	- 14 -
Q5-6 設定を希望する県外の市町村分も併せて申請することができますか。	- 14 -
Q5-7 当社は、直接雇用の作業員と下請事業の併用で森林整備事業を実施しているが、素材生産量の増加目標については、合算した数値でよいのですか。	- 14 -
Q5-8 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直しについて、実際の日報を添付したほうがよいのですか。その場合、どのくらいの量を添付すべきですか。 ...	- 14 -
Q5-9-1 作業効率の向上に係る添付書類はどのようなものを提出したらよいですか。 ..	- 15 -
Q5-9-2 とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷とは、県森連の木材共販のことですか。	- 15 -
Q5-10 様式2に記載のある「集約化の実績」とはどのくらいの面積規模を指すのですか。	- 15 -
Q5-11 「主伐と再生林の両方を実行できる体制」とはどのような体制を指すのですか。	- 15 -
Q5-12-1 連携協定等を締結する場合、協定期間は何年必要ですか。	- 15 -
Q5-12-2 主伐後の再生林の確保について、他の民間事業者との連携により一体的に実施	

- できる体制を整える場合、連携先の民間事業者の要件はありますか。 - 15 -
- Q5-13 様式2の(3)の技術者・技能者の数について、記載した場合、該当する全員の修了証(写し)等を応募申請書に添付する必要がありますか。 - 16 -
- Q5-14 様式2(4)の資本整備に関する情報について、項目にのっていない林業機械を保有しているが、記載する必要がありますか。 - 16 -
- Q5-15 伐採・造林に関する行動規範とはどのようなものですか。 - 16 -
- Q5-16 独自に行動規範等を策定しているとした場合、所属する団体や県等による行動規範等の遵守等の項目はチェックする必要がありますか。 - 16 -
- Q5-17 神奈川県が定めた「神奈川県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」を遵守すれば、独自の行動規範等の策定は不要ですか。 - 16 -
- Q5-18 事業所が数カ所あるが、労災保険の加入の項目は、全事業所で加入していないといけないのですか。 - 17 -
- Q5-19 取組項目における、高年齢労働者による技術の継承について、高年齢労働者とは何歳からですか。 - 17 -
- Q5-20 提出書類一覧にある、修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育等の実施状況が確認できる書類について、雇用者がおらず、他者への請負による林業経営を行っている会社の場合は提出不要ですか。 - 17 -
- Q5-21 社会・労働保険への加入状況が確認できる書類は何年分必要ですか。 - 17 -
- Q5-22 役員は社会保険にのみ加入していればよいのですか。 - 17 -
- Q5-23 様式2において、社会保険の加入人数を記載する欄があるが、役員の人数もカウントしますか。なお、役員であり事務職員でもある場合はどう判断しますか。... - 17 -
- Q5-24 意欲と能力のある林業経営者の登録を受けた後、県事業等で事故を起こし、指名停止となった場合、登録の取り消しとなりますか。 - 18 -
- Q5-25 常勤役員の定義とは何ですか。 - 18 -
- Q5-26 常勤役員を設置していない法人については、神奈川県意欲と能力のある林業経営者に登録された日から起算して、3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までに設置することとありますが、県はどのようにそれを確認するのですか。 - 18 -
- Q5-27 青色申告をしていませんが、その場合、経理状況を示す書類はどのようなものになりますか。(申請の対象者となりますか。) - 18 -
- Q5-28 直近3年間のすべてで経常利益ベースではマイナスとなっていますが、当期剰余金を計上しています。この場合では申請要件を満たさないということですか。... - 19 -
- Q5-29 当社は、建設業など林業以外の事業も行っていますが、「経理的な基礎」は、建設業など林業以外の事業も含んだ会社全体の数値で確認するのですか。 - 19 -

Q5-30	連結子会社がある場合は、連結財務諸表等が提出書類となるのですか。	- 19 -
Q5-31	子会社がありますが、連結子会社となっていない。この場合、提出する資料は、 当社のみのもので良いですか。	- 19 -
Q5-32	「経営管理実施権の設定を受けて行う事業の経理を他の事業の経理と分離できる こと。」とは、具体的にどのようなことですか。	- 19 -
6	登録	- 19 -
Q6-1	登録の有効期間は何年ですか。	- 20 -
Q6-2	更新は自動更新なのですか。	- 20 -
Q6-3	今回登録されなかった民間事業者は、今後どうなるのですか。	- 20 -
7	取消	- 20 -
Q7-1	登録を取り消すことはできますか。	- 20 -
Q7-2	一度、登録を取り消されたら、もう登録はできないのですか。	- 20 -
Q7-3	登録後、目標年度に目標を達成しなかった場合や実績が一定の水準を下回ってし まった場合、登録の取り消しとなりますか。	- 20 -
Q7-4	登録後に、赤字経営が続いた場合など、基準を満たせなくなった場合は登録を取り 消されることになるのでしょうか。	- 21 -
Q7-5	業務に関連しない事項で、代表役員等が逮捕された場合は、コンプライアンスの 確保の基準は依然として満たしているということによいのですか。	- 21 -
Q7-6	「コンプライアンスの確保」において、「業務に関連して法令に違反し、代表役員 等や一般役員等が逮捕され、」とありますが、これは、森林施業に関わる法令（森 林法等）以外も含みますか。（例．労働基準法、労働安全衛生法等）	- 21 -
8	変更手続きについて	- 22 -
Q8-1	変更の届出と、変更の申請の違いは具体的には何ですか。	- 22 -
Q8-2	変更の手続きは、どこで受付していますか。	- 22 -
Q8-3	会社を合併した場合は新たに申請が必要ですか。	- 22 -
Q8-4	事務所所在地が県の地域県政総合センター等の所管区域を越えて変更となった場 合はどのような手続きが必要ですか。	- 22 -
9	認定事業主、育成経営体	- 23 -
Q9-1	認定事業主、神奈川県意欲と能力のある林業経営者と育成経営体の違いは何で すか。	- 23 -
Q9-2	林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業主となっていますが、神 奈川県意欲と能力のある林業経営者となる場合、認定事業主も必ず継続しなけれ ばなりません。	- 23 -
Q9-3	当社は、経過措置に定める令和元年度末までを期限とする「育成経営体」として 公表されていますが、意欲と能力のある林業経営者にそのまま移行できますか。 -	-

10 その他 - 24 -

Q10-1 この制度は、市町村が意欲と能力のある林業経営者にふさわしいと思われる応募申請者を推薦できるようだが、市町村から推薦があれば、適合基準を満たさなくても登録されることになりますか。 - 24 -

1 制度の内容

Q1-1 森林経営管理法（森林経営管理制度）の目的とは何ですか。

国内の森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立させることが、これからの森林・林業政策の主要課題となっています。

一方で、現状、多くの森林所有者が林業経営の意欲を持てずにいる一方で、林業経営を行う民間事業者においては事業規模拡大のための事業地確保が課題となっており、このような森林所有者と民間事業者との間の連携を構築するための方策が必要となっています。

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）においては、こうした状況を踏まえ、森林所有者に対して適切な経営管理を促すため、その責務を明確化するとともに、経営管理が行われていない森林について経営管理の確保を図るため、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は意欲と能力のある林業経営者に委ねる等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを旨とするとされています。

Q1-2 神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表制度とは何ですか。

平成 31 年 4 月に森林経営管理法（平成 30 年法第 35 号）が施行され、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐ仕組みが構築されました。

森林経営管理法第 36 条では、県が、市町村から経営管理の再委託を受けることを希望する民間事業者を公募し、県で定める基準に適合する者（「意欲と能力のある林業経営者」）を名簿に登録し、公表することとしていることから、本県の実情等を踏まえながら、必要となる公募要領及び適合基準等を定めるものです。

Q1-3 神奈川県意欲と能力のある林業経営者とは何ですか。

県内で森林経営管理法第 2 条第 5 項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望し、森林経営管理法第 36 条第 2 項に定める要件に適合するとして県が定める適合基準により判断し、名簿に登録した民間事業者です。

【森林経営管理法第 36 条第 2 項に掲げる要件】

- 一 効率かつ安定的な林業経営を行う能力を有すると認められること。
- 二 経営管理を確実に行うに足る経理的な基礎を有すると認められること。

2 支援措置

Q2-1 神奈川県意欲と能力のある林業経営者として名簿に登録されるメリットは何ですか。

国は、意欲と能力のある林業経営者に集中的な支援を行います。

【国の制度におけるメリット】

- ・ 森林経営管理制度において、森林所有者から経営や管理の委託を受けた市町村が、森林の経営管理を再委託する民間事業者の候補となることができる。
- ・ 林業成長産業化総合対策における事業主体になる。
(間伐材生産・資源高度利用型施業・路網整備・高性能林業機械等の整備)
- ・ 造林補助事業の事業主体となる。
- ・ 国有林野事業における受託機会増大への配慮等。
- ・ 林業構造改善事業推進資金の利子助成。
- ・ 木材産業等高度化資金の利子助成。

(林業経営者のみ)

- ・ 林業、木材産業改善資金の貸付の償還期間が 12 年から 15 年に延長される。
- ・ 独立行政法人農林漁業信用基金における経営改善に係るアドバイスの提供。

Q2-2 神奈川県意欲と能力のある林業経営者として公表されれば、必ず、市町村から経営管理実施権の設定を受けることができるのですか。

経営管理実施権の設定を受けるためには、対象となる森林の経営管理の内容などを提案の上、市町村の審査により、経営管理実施権を受ける林業事業体として選定されなければならないため、神奈川県意欲と能力のある林業経営者として公表されても、必ずしも経営管理実施権の設定を受けられるとは限りません。

【経営管理実施権を設定する民間事業者の選定までの流れ】

- ① 県が一定の区域（市町村単位）ごとに、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者を公募
- ② 応募申請した民間事業者のうち、適合基準を満たす者を神奈川県意欲と能力のある林業経営者として名簿に登録し、HP で公表
- ③ 市町村は、県が公表した神奈川県意欲と能力のある林業経営者の中から、地域の実情に応じて公正な方法により経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を選定

3 応募資格

Q3-1 どのような人が応募申請できるのですか。

県内に事業所が存在し、森林経営管理法第2条第5項に規定される、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者が対象となります。

民間事業者とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自ら、もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている事業者であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問いません。

Q3-2 公表されるための条件は何ですか。

県内で森林経営管理法第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望し、森林経営管理法第36条第2項に掲げる要件に適合していることとして、神奈川県意欲と能力のある林業経営者に登録されることが必要です。

Q3-3 県外の民間事業者も対象となりますか。また、県内で、支社、支店、営業所単位での申請ができますか。

県内に事業所が存在することが必要です。なお、事業所とは、それぞれ独立して雇用管理を実施し得る区分を指し、労働基準法の事業場のことをいいます。

Q3-4 当社は直営の作業員を持っていませんが、下請けにより事業を実施している場合も対象となりますか。

他の事業体と連携し、実行体制が確保されることが確認できれば対象となります。この場合、実行体制の確認のため、連携協定書等の写しを提出していただくこととなります。

Q3-5 下請の民間事業者も神奈川県意欲と能力のある林業経営者に応募申請しなければなりませんか。

下請の民間事業者として連携協定等へ参加する民間事業者は、応募申請する義務はありません。

Q3-6 連携協定と下請け契約の違いは何ですか。

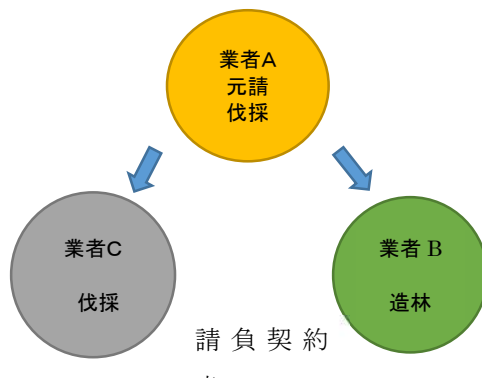
下記の模式図のとおりです。

(連携協定)



A と B は対等。「伐採及び更新の実行に関する計画書」は連名で提出。

(下請)



B と C は下請けなので、「伐採及び更新の実行に関する計画書」は元請 A が単独で提出。

Q3-7 法人格のない任意の団体でも応募できますか。

個人林家、任意団体、JV、等の組織形態に関わらず応募申請は可能ですが、最終的には基準により適否を判断されます。

Q3-8 常勤役員を現在設置していませんが、応募申請できますか。

応募申請時に常勤役員を設置していなくても応募申請は可能ですが、神奈川県意欲と能力のある林業経営者に登録された日から起算して3年を経過した日以後、最初に招集される総会等の時までに設置するよう取り組む必要があります。

Q3-9 これまで、素材生産や造林・保育の実績がありませんが、応募申請はできますか。

素材生産や造林・保育の実績はそれぞれ必要です。ただし、自社の実績だけでなく、自社が下請けで実施した実績及び下請けに出して他社が実施した実績を含めることができます。

4 応募申請の方法

Q4-1 申請料や手数料は必要ですか。

申請料や手数料は一切不要です。

ただし、応募申請に要するコピー代金や郵送代金などの実費は、応募申請者の負担となり

ます。

Q4-2 応募申請書はどこで入手できますか。また、有料ですか。

応募申請書は県（環境農政局緑政部森林再生課）のホームページからダウンロードしてください。応募申請にかかる費用は無料です。

Q4-3 応募申請は、どこで受付していますか。いつでもできるのですか。

応募申請は、神奈川県意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領第 15 に規定しているとおり、応募申請者の主たる事務所が所在する各地域県政総合センター又は横浜川崎地区農政事務所で受け付けています。（土日祝日、年末年始を除く）

なお、公募は年 1 回行います。公募期間等の案内は県のホームページで行います。

<添付書類>

Q4-4 応募申請時に、どのような添付書類が必要ですか。

応募申請書の他に、登記事項証明書（法人）、素材生産量を証明する書類、納税証明書、貸借対照表（法人）の写しなどが必要です。

令和 3 年度から応募申請書等の押印を廃止します。詳細は、「神奈川県意欲と能力のある林業経営者」応募申請書等作成の手引きをご参照ください。

Q4-5 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年度法律第 45 号）第 5 条第 1 項の認定を受けましたが、直近の貸借対照表や損益計算書等の添付は不要ですか。

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年度法律第 45 号）第 5 条第 1 項の認定を受けている場合でも、書類の添付は必要です。

Q4-6 請負契約書の写し等事業実績が確認出来る書類とは契約書をすべて添付する必要がありますか。

補助事業または請負事業で元請・下請として、完成、引き渡し完了し、過去 3 年の事業実績の中から代表的なもの 1 件の契約書等の写しでかまいません。ただし、単価抜きの明細表等、どのような契約内容かわかるものを添付してください。また、契約書に代えて、総会資料等の事業実績が確認できる書類を添付することも可能です。

Q4-7 「修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育等の実施状況が確認できる書類」

とは具体的にどのような書類を添付するのですか。

特別教育等の修了証の確認対象範囲は、次のとおり、神奈川県流域森林管理士の資格取得に必要な範囲と同じものとします。

確認範囲は次の1～12のとおりですが、意欲と能力のある林業経営者への登録にあたって、会社単位で次の資格を全て保有している者が社長も含めて、最低1名必要です。流域森林管理士の資格を保有している場合は、その修了証の写しで代替可能です。また、該当者が多数いる場合は、一覧表を添付してください。

【特別教育等の修了証の対象範囲（神奈川県流域森林管理士と同じ）】

- 1 救急法（普通救命講習）
- 2 車両系建設機械運転技能講習
- 3 玉掛作業技能講習
- 4 小型移動式クレーン運転技能講習
- 5 不整地運搬車運転技能講習
- 6 機械集材装置運転特別教育第36条第7号
（ワイヤロープの知識・法令関係、ワイヤロープ実習、運転実習）
- 7 車両系木材伐出機械特別教育（伐木・走行・簡易架線共通学科）
（36-6-2、36-6-3、36-7-2）
- 8 伐木等機械の運転特別教育第36条第6号の2（実習）
- 9 走行集材機械の運転特別教育第36条第6号の3（実習）
- 10 簡易架線集材装置等の運転特別教育第36条第7号の2（操作実習）
- 11 はい作業安全衛生教育
- 12 林業架線作業主任者免許

Q4-8 納税証明書とは具体的に何税の証明ですか。

- ①国税（法人税、消費税及び地方消費税）
- ②県税（法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税）
- ③市税（法人市民税）

また、証明の内容は、「未納分はありません」でよいです。

Q4-9 素材生産量の証明について、どのような書類を添付したらよいですか。

素材生産量の証明は、下記の書類が必要です。

- ・神奈川県森林組合連合会発行の木材直接取引確認書、出荷伝票、精算書（の写し）
- ・（県外市場など県森連以外に出荷した場合）原木市場等が発行した精算書等（の写し）
（※県内の森林から生産された素材であることが確認できる資料が必要です。）

なお、精算書や直接取引確認書に代えて、神奈川県の間伐材搬出促進事業補助金交付決

定通知（集材あり・玉切り済み・運搬のみ）の写しを用いることもできます。

Q4-10 自社が下請けとして搬出した量、及び下請けに出して他社が搬出した量を素材生産量として加味する場合、どのように素材生産量を証明したらよいですか。

素材生産量の証明は、下記の書類が全て必要です。

①神奈川県森林組合連合会等発行の木材直接取引確認書、出荷伝票、精算書の写し

②請求書の写しもしくは下請契約書・下請け編成表の写し（契約内容に「木材搬出業務」が含まれるか確認できるもの。）

③その他、材積量を客観的に確実に証明できる書類（必要な場合※）

※例として、一つの現場に複数の下請が混在している場合、①の書類は現場全体の材積となり、個々の下請が請け負った数量が分かりません。②の契約書面に請け負った材積が記載されていれば①+②の書類で足りますが、そうでない場合は③の材積内訳が分かる資料を添付してください。現場全体の搬出材積を 100 とした場合、元請と下請がそれぞれ 100 を素材生産量の実績として計上できますが、複数の下請が現場に入っている場合は、業務役割分担に応じて材積を按分します。下請の材積の合計が現場全体の搬出材積を超えることはありません。

Q4-11 運搬作業のみ実施した場合は、素材生産量に含まれますか。

運搬作業のみ実施した場合や廃棄物として処理した場合は、素材生産量に含みません。

主伐・間伐等の施業で発生した木材を、森林内から運び出し、これを集積し、市場等へ運搬する一連の搬出作業を行うことを素材生産と考えます。運搬作業のみの場合は単なる運送の業務を行っているに過ぎないため、素材生産量にカウントできません。

また、廃棄物として処理した場合も、素材生産の目的を果たしていないためカウントできません。

Q4-12 製材所、工務店、商店、個人等に販売した材の請求書や領収書等は、素材生産量の証明になりますか。

主伐・間伐等の施業により生産されたことの客観的な証明が必要です。請求書や領収書等の場合は素材の出所が明確でなく、仕入れ商品を販売した可能性を排除できないことから証明になりません。

5 適合基準等

Q5-1 神奈川県適合基準を定めるにあたり、特に重視した点がありますか。国が参考にした基準の考え方と相違はありますか。

今回の基準は、森林経営管理法の運用に示された考え方を基本としつつ、本県独自の視点を加えて適合基準を設定しています。

国が参考にした基準との相違点については、

- 1 取組項目1における「素材生産量の増加又は維持」の基準を素材生産量のみ絞った上で、数値基準を示したこと
- 2 取組項目3に施業の集約化を追加し、森林経営計画の樹立を要件にしたこと
- 3 取組項目5の素材生産、造林・保育の実施体制の確保について、両方の実績を有することとしたことなど、本県の実情を考慮し、必要な項目について独自の基準を設定しています。

Q5-2 県独自の基準として、直近3か年の木材生産量が600 m³/年以上に達していることとありますが、下限値を加えた理由は何ですか。また、600 m³の根拠は何ですか。

国が参考として示した基準では、「生産量または生産性を一定割合で増加させる目標を有していること」とありますが、増加の目標さえあれば基準をクリアしてしまうことや、生産性自体の妥当性を判断することが難しく、素材生産能力を計り難いといった問題があります。

そこで、法第36条第2項に定める「経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること」という観点から、素材生産能力は経営管理を行う上で重要であると考え、本県では、一定の水準（600 m³）を達成しており、今後も増産又は生産量を維持していくことを基準としたものです。

なお、木材生産量の600 m³は、本県の間伐材搬出促進事業における実績数量（直近3か年）の中央値を基に、それ以上の数量を満たしているものとして設定したものです。

Q5-3 事業期間は、4月から翌年3月までの年度とするのか、それとも民間事業者の会計年度とするのですか。

事業期間は、補助金や請負事業と同様、4月から3月を年度単位としてください。ただし、貸借対照表や損益計算書等の経理状況を示す書類については、各民間事業者の会計年度としてください。

Q5-4 下請の民間事業者が発注した事業の実績も当社（元請）の実績として応募申請書に記載できますか。

他者への請負等により造林、保育、素材生産等を行っている民間事業者にあつては、下請の事業実績についても区分したうえで、応募申請書に記載できます。

Q5-5 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域（市町村）として、複数の市町村を申請することができますか。

申請できます。

ただし、地理的な要因なども勘案の上、実際に森林の経営管理を行うことが出来る区域（市町村）を希望してください。

Q5-6 設定を希望する県外の市町村分も併せて申請することができますか。

できません。希望する市町村が所在する都道府県の基準に沿って、申請を行ってください。

<基準番号1：生産量の増加及び維持>

Q5-7 当社は、直接雇用の作業員と下請事業の併用で森林整備事業を実施しているが、素材生産量の増加目標については、合算した数値でよいのですか。

そのとおりです。

「事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員」による生産量と「他者への請負又は連携」による生産量を合算した数値により適合の判断を行うこととなります。

<基準番号2：生産管理又は流通の合理化等>

Q5-8 作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直しについて、実際の日報を添付したほうがよいのですか。その場合、どのくらいの量を添付すべきですか。

全ての作業日報を添付する必要はありません。直近3カ年における代表的な施行地の日報の総括表等があればその写しを添付してください。作成していることがわかればかまい

ません。

Q5-9-1 作業効率の向上に係る添付書類はどのようなものを提出したらよいですか。

効率が上がったことが分かる工程表の写しや、間伐材生産効率化事業補助金の報告書等を提出いただければよいです。

Q5-9-2 とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷とは、県森連の木材共販のことですか。

県内唯一の原木市場である県森連林業センターで開催する市売り等も共販と称しますが、適合基準における共同販売・共同出荷はさらに狭義の意味で、個別の特色ある取組みを指しています。（川上の出材者をとりまとめ、川下の大口需要家に安定的に供給する取組み等が該当します。）そのような取組みがある（取り組む意向がある）場合のみ、様式2の該当箇所に内容を記載し、確認できる書類を添付してください。

<基準番号3：施業の集約化及び造林・保育の省力化・低コスト化>

Q5-10 様式2に記載のある「集約化の実績」とはどのくらいの面積規模を指すのですか。

集約化の実施実績とは、例えば森林経営計画の認定面積に満たないものの、補助金等を活用して複数の所有者を集約化し、森林整備を実施した実績のことを指し、規模の大小は問いません。

<基準番号4：主伐後の再造林の確保>

Q5-11 「主伐と再造林の両方を実行できる体制」とはどのような体制を指すのですか。

主伐については、おおむね10年以内に素材生産実績を有していれば、主伐を実行できる体制があるものと考えます。（素材生産実績は主伐・間伐のどちらでも構いません。）
再造林については、おおむね10年以内に植栽実績を有していることが必要です。

Q5-12-1 連携協定等を締結する場合、協定期間は何年必要ですか。

特に定めはありませんので、民間事業者間の状況に応じて協定期間を定めてください。ただし、主伐、再造林どちらかのみ実施可能な場合で、今後もその体制で事業を実施していく場合には、少なくとも5年間の協定期間が必要です。

Q5-12-2 主伐後の再造林の確保について、他の民間事業者との連携により一体的に実施で

きる体制を整える場合、連携先の民間事業者の要件はありますか。

連携先の民間事業者も、それぞれ主伐を実施できる体制又は再造林が実施できる体制を有する必要があります。連携がわかる協定書や連携先の実績がわかる資料を添付してください。ただし、連携先の民間事業者が意欲と能力のある林業経営者の場合はすでに名簿に登録されているため、書類は省略できます。

<基準番号5：素材生産及び造林・保育の実施体制の確保>

Q5-13 様式2の(3)の技術者・技能者の数について、記載した場合、該当する全員の修了証(写し)等を応募申請書に添付する必要がありますか。

基本情報であり、適否の判断に該当しませんので、添付は必要ありません。しかし、労働安全衛生法に定める特別教育等の修了証については、基準番号7を確認するのに必要ですので、添付してください。(Q4-7 参照)

Q5-14 様式2(4)の資本整備に関する情報について、項目にのっていない林業機械を保有しているが、記載する必要がありますか。

高性能林業機械やそれに準じた機械は項目の空欄部分に、機種名を空欄に記載し、台数を記入してください。

<基準番号6：伐採・造林に関する行動規範の策定等>

Q5-15 伐採・造林に関する行動規範とはどのようなものですか。

林野庁長官通知「森林窃盗、無断伐採事案発生の未然防止対策の強化等について(30 林整計第 1050 号)」や本県が定めた「神奈川県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」を参考に、民間事業者が伐採・造林に関して守るべき事項を定める必要があります。

Q5-16 独自に行動規範等を策定しているとした場合、所属する団体や県等による行動規範等の遵守等の項目はチェックする必要がありますか。

独自に行動規範等を策定していれば、所属する団体や県等による行動規範等の遵守等の項目については、チェック不要です。

Q5-17 神奈川県が定めた「神奈川県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイド

ライン」を遵守すれば、独自の行動規範等の策定は不要ですか。

不要ですが、独自の行動規範の策定をご検討ください。

＜基準番号7：雇用管理の改善及び労働安全対策＞

Q5-18 事業所が数力所あるが、労災保険の加入の項目は、全事業所で加入していないといけないのですか。

応募申請する事業所ごとで加入している必要があります。

Q5-19 取組項目における、高年齢労働者による技術の継承について、高年齢労働者とは何歳からですか。

労確法でも、高年齢労働者の活躍の促進という項目があるとおりですが、はっきりとした年齢制限や就業年数は設けません。定年を迎えるような人材で、組合、事業体の中で高度な熟練労働者であり、新規就業者等への技術指導方法に関するノウハウがあり、技術の伝承の意思がある人を想定しています。

Q5-20 提出書類一覧にある、修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育等の実施状況が確認できる書類について、雇用者がおらず、他者への請負による林業経営を行っている会社の場合は提出不要ですか。

基準番号7には、【(1)から(3)の「現場作業職員等」には、事業主自身を含むものとし、必要な特別教育等を修了し、又は、これらと同等の技能を有していると認められる者が1名以上在籍していること。】との記載があります。このため、雇用者がいない会社であっても、流域森林管理士相当の資格を保有する者が少なくとも1名は必要です。

Q5-21 社会・労働保険への加入状況が確認できる書類は何年分必要ですか。

直近1年分で構いません。

Q5-22 役員は社会保険にのみ加入していればよいのですか。

各種法律に則り、入る必要のある保険に加入されていればよいです。なお、常勤の証明として社会保険に加入していることは判断材料になりません。

Q5-23 様式2において、社会保険の加入人数を記載する欄があるが、役員の人数もカウ

トしますか。なお、役員であり事務職員でもある場合はどう判断しますか。

役員も社会保険加入の必要があります。しかし、認定事業体制度においてはすべて役員を抜いた形で保険加入人数を記載していますので、それに合わせます。また、役員かつ事務員・作業員を兼ねている場合は、カウントして下さい。

<基準番号8：コンプライアンスの確保>

Q5-24 意欲と能力のある林業経営者の登録を受けた後、県事業等で事故を起こし、指名停止となった場合、登録の取り消しとなりますか。

指名停止は基準のとおり、登録の取り消しとなります。ただし、指名停止期間を過ぎれば再度応募申請せず、名簿に再登録されます。

<基準番号9：常勤役員の設置>

Q5-25 常勤役員の定義とは何ですか。

原則として本社もしくは支社等において、休日その他勤務を要しない日を除いて、一定の計画のもとに毎日所定の時間中その職務に従事する者としします。会社によりケースバイケースになりますので、判断に困る場合は出勤簿等、勤務実態を証明する書類を出して下さい。

Q5-26 常勤役員を設置していない法人については、神奈川県意欲と能力のある林業経営者に登録された日から起算して、3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには設置することとありますが、県はどのようにそれを確認するのですか。

神奈川県意欲と能力のある林業経営者に登録された以後は、毎年度提出していただく、実施状況報告書により確認を行います。

なお、3年を経過していなくても、常勤役員を設置した場合はすみやかに変更申請手続きを行う必要があります（商業登記の写しを添付）。

<基準番号10：経理状況が良好であること>

Q5-27 青色申告をしていませんが、その場合、経理状況を示す書類はどのようなものになりますか。（申請の対象者となりますか。）

申請の対象になります。白色申告の場合、収支内訳書や法定帳簿、任意帳簿など、適合基準を満たすことが確認できる書類を、経理状況を示す書類として提出いただくこととなり

ます。

Q5-28 直近３年間のすべてで経常利益ベースではマイナスとなっていますが、当期剰余金を計上しています。この場合では申請要件を満たさないということですか。

そのとおりです。

直近３年間のすべてで経常利益金額等（損益計算書上の経常利益に減価償却費の額を加えて得た額）がマイナスの場合は、申請要件を満たしません。

Q5-29 当社は、建設業など林業以外の事業も行っていますが、「経理的な基礎」は、建設業など林業以外の事業も含んだ会社全体の数値で確認するのですか。

林業以外の事業を営んでいる場合は、他事業も含んだ会社全体の数値で確認いたします。

Q5-30 連結子会社がある場合は、連結財務諸表等が提出書類となるのですか。

応募申請者である民間事業者に関連対象となる子会社がある場合、子会社の財務状況が応募申請者である民間事業者に与える影響を鑑み、単体及び連結の財務諸表の双方により判断いたしますので、単体及び連結の財務諸表等を提出願います。

Q5-31 子会社がありますが、連結子会社になっていません。この場合、提出する資料は、当社のみのもので良いですか。

連結対象ではない子会社は、財務諸表等の提出対象とはなりませんので、応募申請者である民間事業者のみの資料を提出願います。

<基準番号11：経理区分の分離が可能なこと>

Q5-32 「経営管理実施権の設定を受けて行う事業の経理を他の事業の経理と分離できること。」とは、具体的にどのようなことですか。

簿記１級や２級の資格を取得した会計職員がいる、会計ソフトを導入している、林産業と木材加工の分野で区分経理の実績があること等が、該当します。

6 登録

Q6-1 登録の有効期間は何年ですか。

名簿の登録の有効期間は、有効期間開始日の属する年度を1年目と起算し、5年目の年度末までの期間とします。

(例 有効期間開始日が令和8年4月1日の場合、令和8年度が1年目となり、5年目は令和12年4月1日なので、その年度末の令和13年3月31日まで有効です)

Q6-2 更新は自動更新なのですか。

一度登録されると、自動更新されるわけではありません。更新時において、その時点から遡って、要件、基準を全て満たしている必要があります。5年間の有効期限が終了する前に、更新の手続きをしないと、登録が取り消され、経営管理実施権の設定も受けられなくなります。

更新については、今回が初めての応募申請なので、5年間の有効期限が終了する前に案内します。

Q6-3 今回登録されなかった民間事業者は、今後どうなるのですか。

今回の登録は、県内で森林経営管理法第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望し、森林経営管理法第36条第2項に定める要件に適合する民間事業者を県が名簿に登録し、公表するものです。

公募は年1回行いますので、今回登録されなかった民間事業者の方も次回以降応募することは可能です。

7 取消

Q7-1 登録を取り消すことはできますか。

神奈川県意欲と能力のある林業経営者公募・公表要領第13(3)に基づく申出により、登録を取り消すことができます。

Q7-2 一度、登録を取り消されたら、もう登録はできないのですか。

登録を取り消された場合でも、再度、応募申請し、適合基準を満たした場合は登録されます。

Q7-3 登録後、目標年度に目標を達成しなかった場合や実績が一定の水準を下回ってしま

った場合、登録の取り消しとなりますか。

5年後の目標を達成出来なかったことをもって、ただちに登録を取り消されることはありませんが、達成出来なかった原因等について、神奈川県意欲と能力のある林業経営者公募・公表要領第14の規定に基づき、県へ報告等をいただく場合があります。

報告等の内容は、5年後の更新の際に実績の判断材料とする場合があります。初回の応募申請時に「取り組む意向がある」としていた事項について、5年間に正当な理由なく取り組みがみられなかった場合は、次の応募申請時においては「取り組む意向がない」ものとして判断させていただく可能性があります。

Q7-4 登録後に、赤字経営が続いた場合など、基準を満たせなくなった場合は登録を取り消されることになるのでしょうか。

登録後、赤字が継続し要件を満たさなくなった場合、今後5年以内に健全な軌道に乗ることが証明できる中小企業診断士又は公認会計士の診断書等があれば、登録の取り消しとはなりません。

しかし、証明ができない場合は、登録の取消となります。

Q7-5 業務に関連しない事項で、代表役員等が逮捕された場合は、コンプライアンスの確保の基準は依然として満たしているということによいのですか。

業務に関連しない事項で逮捕された場合、そのことをもって直ちにコンプライアンスの確保の基準に反すると判断はしませんが、森林の経営管理を適切に行うことができない等と認められる場合は、登録が取り消される場合があります。

Q7-6 「コンプライアンスの確保」において、「業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、」とありますが、これは、森林施業に関わる法令（森林法等）以外も含みますか。（例．労働基準法、労働安全衛生法等）

そのとおりです。

8 変更手続きについて

Q8-1 変更の届出と、変更の申請の違いは具体的には何ですか。

変更届は、神奈川県意欲と能力のある林業経営者公募・公表要領第5の2(2)ア 基本情報について変更がある場合に該当します。具体的には、住所や会社名の変更など、意欲と能力のある林業経営者の適合基準に影響のない範囲での変更を指します。なお、認定事業主である場合は、認定事業体の変更届か、意欲と能力のある林業経営者の変更届のどちらかの提出でかまいません。

変更申請は、同要領第5の2(1)および(2)イから(5)に関する情報について直近の内容に変更したい場合に行うことができます。

ただし、同要領第5の2(3)ク・ケ及び(4)ア・イに掲げる事項に変更が生じた場合は、すみやかに変更申請を行ってください。具体的には、コンプライアンスの確保に関する情報や常勤役員の設置に関する情報、貸借対照表及び損益計算書の要旨に関する情報や自己資本比率及び経常利益金額等に関する情報について変更があった場合を指します。適合基準により再判断し、適合しない場合は、登録の取消となる場合があります。

なお、必要な添付書類については、事前に申請先の各地域県政総合センター又は横浜川崎地区農政事務所にご確認ください。

Q8-2 変更の手続きは、どこで受付していますか。

変更の届出は、神奈川県意欲と能力のある林業経営者公募・公表要領第15に規定しているとおり、応募申請者の主たる事務所が所在する各地域県政総合センター又は横浜川崎地区農政事務所にて受け付けています。(土日祝日、年末年始を除く)

Q8-3 会社を合併した場合は新たに申請が必要ですか。

新設合併により設立された民間事業者が「神奈川県意欲と能力のある林業経営者」として公表されることを希望する場合は、新たに登録の申請を行う必要があります。

吸収合併により存続する民間事業者が「神奈川県意欲と能力のある林業経営者」として既に公表されている場合は、新たに申請の必要はありません。

Q8-4 事務所所在地が県の地域県政総合センター等の所管区域を越えて変更となった場合はどのような手続が必要ですか。

所在地の変更は、神奈川県意欲と能力のある林業経営者公募要領第11の規定により、届

出が必要です。

9 認定事業主、育成経営体

Q9-1 認定事業主、神奈川県意欲と能力のある林業経営者と育成経営体の違いは何ですか。

認定事業主制度は、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に進める林業事業体を県が認定し、各種の支援措置を講じ、その育成・強化を図るものです。

神奈川県意欲と能力のある林業経営者は、森林経営管理法に基づき、県内で森林経営管理法第2条第5項の規定に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望し、同法第36条第2項に規定する要件に適合するとして県が名簿に登録、公表する制度です。なお、応募申請者のうち認定事業主については、書類の情報の一部が本制度に活用できることから、手続きの簡素化等の措置をとっています。

育成経営体は、「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知、一部改正：平成30年12月27日付け林政経第408号）に基づき、一定の事業量を確保し高い生産性や収益性を目指す、意欲と能力のある林業経営者の候補として、神奈川県が選定した民間事業者です。なお、この制度は令和2年3月31日までの暫定制度となっています。

また、意欲と能力のある林業経営者及び育成経営体は、「林業成長産業化総合対策実施要綱」（平成30年3月30日付け29林政政第892号農林水産事務次官依命通知）等の国庫補助事業の実施主体である選定経営体となります。

Q9-2 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定事業主となっていますが、神奈川県意欲と能力のある林業経営者となる場合、認定事業主も必ず継続しなければなりませんか。

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく認定事業主であることをもって適合基準としていないため、認定事業主の継続は必須ではありません。

Q9-3 当社は、経過措置に定める令和元年度末までを期限とする「育成経営体」として公表されていますが、意欲と能力のある林業経営者にそのまま移行できますか。

意欲と能力のある林業経営者と育成経営体は別の制度です。また、神奈川県では育成経営体の制度は令和元年度末で終了します。意欲と能力のある林業経営者になることを希望される民間事業者の方は、別途応募申請が必要です。

10 その他

Q10-1 この制度は、市町村が意欲と能力のある林業経営者にふさわしいと思われる応募申請者を推薦できるようだが、市町村から推薦があれば、適合基準を満たさなくても登録されることになりますか。
--

市町村からの推薦は参考にしますが、適否については基準に基づき総合的に判断します。